

日 時：平成11年2月9日（火）

場 所：農林水産省第二特別会議室

第11回食品流通審議会
食品環境専門委員会議事録

農 林 水 産 省

開 会

事務局 それでは、定刻になりましたので、第11回食品環境専門委員会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

24名の委員のうち17名の委員が出席でございます。

次に、今回の議題でございますけれども、前回に引き続きまして、食品産業の環境対策ビジョンの策定についてお願いすることとしております。

議題に入ります前に、お手元の配布資料について御確認をいただきます。資料1が議事次第、資料2が委員名簿、出欠席について記入してございます。資料3が前回の議事録、資料4が4-1、4-2ということで、「食品環境対策ビジョンの整理の方向について」というのが4-1でございます。その関係資料、資料編が4-2でございます。資料5として、いろいろいただきましたビジョンについての意見の概要でございます。参考資料といたしまして、前回資料の環境対策ビジョンの検討項目についてを配布してございます。

以上でございます。

それでは、委員長、よろしくお願いいいたします。

委員長 本日は、委員の皆様方には、いつものように大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

早速、第11回の委員会を開催させていただきたいと思っております。

議事次第にありますように、今回の専門委員会は前回に引き続くという形で、食品産業の環境対策ビジョンの策定についてということで進めてまいりたいと思っております。前回の委員会では、ビジョン策定に向けての検討項目、その考え方、そういった総論部分を中心に皆様方に御自由に討議をいただきました。今回は前回の委員会で示しましたスケジュールに基づきまして、ビジョンの総論部分の方向づけを行いたいということで御意見を伺ってまいりたいと思っております。

前回の委員会での御意見と委員会後の追加の御意見を踏まえまして、事務局の方で「食

品産業環境ビジョンの整理の方向について」というまとめをいただきましたので、これをたたき台にしながら審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 お手元に資料4 1と4 2とありますけれども、食品産業環境ビジョンの整理の方向について（その1 総論）というもので、4 1が文章編で4 2が資料編でございます。両方を見ながら説明したいと思います。

まず、文章編の1ページです。食品産業環境ビジョンの策定の背景と意義という点ですが、まず、食品産業における環境問題の動向、（1）として環境問題の推移ということで、これは食品産業における環境問題ばかりではなくて、全体的な環境問題がどうなっているのかというところを簡単に示したものでございます。

四角で囲っておりますが、要約いたしますと、現在の環境問題というのは、現在の経済社会システムの構造自体に起因する解決困難な問題が増加しておりまして、その影響も空間的・時間的に拡大しているということでございます。

一つ目の点ですが、空間的・時間的広がりということで、地球規模なり多世代への影響ということです。1960年代後半から1970年前半にかけて最も深刻な問題であった企業公害問題は、その構造を見ますと、特定企業を原因といたしまして、その影響範囲も一定地域に限定されていたわけですが、近年におきます環境問題は、例えば温暖化問題などを例にとりまして、影響が地球規模に拡大しているということ、数世代にわたる環境への負荷行為が多世代へと影響を発露するということなど、時間的にも広がってきております。

二つ目の構造的な変化ということで、環境負荷を引き起こす原因の変化ということで、先ほど申しました企業公害問題を見ますと、特定企業の事業活動における不十分な環境配慮が原因だったわけですが、近年の温暖化問題などを見ますと、企業がその活動を行っていく上で避け得ない、通常の事業活動が大きな要因となっております。それから、企業の事業活動のみでなく、国民一般の日常生活も環境負荷を生じさせる一因となっております。

資料編の1ページに資料1がありますが、ここは民生部門におけるエネルギー使用量と一般廃棄物数量の推移を見たものです。1975年を100といたしますと、これは家庭用のエネルギー使用量の推移ですが、大体2倍になっているという状況です。一般廃棄物量で見ますと、大体20%アップということで120ぐらいになっております。

文章編の2ページ目ですが、こういった現在の環境問題というのは、通常の企業活動や国民の日常生活が深刻な環境負荷を引き起こすという点で、経済社会システムの構造自体に大きく起因しているという問題がございます。資料編の資料2をごらんいただきたいと思います。これは「環境白書」から我が国のマテリアルバランスを引用したのですが、これをごらんいただきますと、白い部分が実際の統計などに出てこない隠れたマテリアル

のフローです。それから、色が薄いところ、資源採取とか、そういう部分がありますけれども、これが投入部分、黒い部分が産出部分です。これを見ますと、マテリアルバランスの中で隠れた環境負荷が生じているということが一つと、投入量に比べて再生利用が非常に少なく、先細い輪になっているということがごらんいただけるのではないかと思います。

また文章編に戻っていただきまして、こういった全体の環境問題をめぐる状況の中で、食品産業をめぐる環境問題はどうかというところが(2)以下に書いてございます。全体的に見ますと、食品産業の事業活動に伴います環境負荷の推移を、代表的なものとしてエネルギー使用量、エネルギー使用量というのは化石燃料を使うということもありますし、最近の地球温暖化で問題となっております二酸化炭素の排出量というのはエネルギー使用量にほぼ比例すると言われておりますので、代表的なものとしてエネルギー使用量で代替させていただこうと思っております。それから、非常に問題となっております廃棄物発生量、この二つの指標で食品産業の事業活動に伴う環境負荷を見てみますと、食品製造部門では微増ないし減少傾向であるのに対しまして、製造から川下の流通なり、さらに外食産業といったものを含む民生部門では非常に増加しているということになっております。

資料編の資料3をごらんいただきたいと思っております。これは食品製造部門におけるエネルギー使用量なり廃棄物の排出量を、20年間ぐらいの推移を見てみたものです。まず、出荷額を見ていただきますと、75年～95年にかけて名目ベースで223%になっております。その間の物価上昇がありますので、これで補正いたしますと約157%、1.57倍ということになっております。これに伴いますエネルギー使用量の増加を見ますと、1975年は実数で498万9,000kl、これに対しまして95年が562万5,000klということで、その間の増加は113%です。先ほどの出荷額に比べて総体的には増加していないという状況でございます。

廃棄物ですが、これは食料品製造業で飲料は入っておりませんで、統計上一番近い数字は85年しかなかったのですが、これで見ますと、廃棄物は85年で1,200万トン程度、これに対しまして95年で1,000万トン程度ということで、ここ10年ぐらいで約87%に減少しているということでございます。

結論的に申しますと、食品製造業におきましては、出荷額は1.6倍近くになっているにもかかわらず、エネルギー使用量は1.13倍、逆に廃棄物は減少しているという状況でございます。

資料4をごらんいただきたいと思っております。これは食品流通、外食部門におけるエネルギー使用量との推移を見たものです。まず、販売額ですが、流通業なり外食というのは急成長しておりますで、データ的に見ますと、流通業が74年～94年で369%に増加しております。外食産業はもっと増加しておりますで、92年が389%ということで、物価上昇

率を加味いたしますと、前者で226%、後者で237%の増加ということになっております。

これに対するエネルギー使用量の増加を見ますと、データとして、特に外食産業を取り上げたエネルギー使用量のデータというのはありませんでしたので、民生部門の業務用のエネルギー使用量のデータを見てみますと、民生部門というのはオフィスとか、いわゆる業務用の店舗におけるエネルギー使用量ですが、これを見ますと、75年の約2,600万klから、1995年は約4,700万klへ増加しておりまして、181%になっております。ちなみにここには書いてありませんが、食品流通業につきましては、これよりさらに増えておりまして、大体300%位を超える増加となっております。

それから、食品流通業ないし外食産業からの有機性廃棄物が含まれる一般廃棄物の排出量について見ますと、先ほど見ていただいた資料と同じですが、1975年で1日当たり11万5,000トンが、95年で見ますと1日当たり13万9,000トンということで121%になっているということでございます。

資料5をごらんいただきますと、これは一般廃棄物中に占める動植物性残さの推移を京都市の例で見たものです。京都市は一般廃棄物の中の分類調査をよくやっている市で、昔からのデータが残っているのですが、相当古いデータだと1938年というデータがありまして、これが大体12%ぐらいの割合だったものが、経済の発展と共にどんどん増えてまいりまして、1981年というのは若干特異な数字が出ておりますが、傾向的には年と共に動植物性残さの割合が一般廃棄物中で多くなっているということがご覧いただけるのではないかと思います。

以上を見ますと、食品流通業及び外食産業を含みます民生部門におきまして、エネルギー使用量において顕著な増加が見られる。それから、一般廃棄物につきましても、動植物性残さなどの有機性廃棄物の排出量が増加しております。

次に、他産業ですが、非常に密接なものとしまして、商品を輸送する輸送部門の問題があります。運輸部門のエネルギー使用量というのはかなり増加傾向にあるのですが、それを食品の輸送という観点から見てみますと、資料6をご覧いただきたいと思います。これは食品輸送過程におけるエネルギー使用量の推移ということで、赤線が運輸部門（貨物）のエネルギー使用量の推移です。一番上の菱形のポイントの線、それから三角形のポイントの線、四角形のポイントの線は、エネルギー使用量ではなくて輸送量そのもので、75年を100として示しております。輸送量の伸びに比較いたしまして、一番上が食品工業品ですが、貨物の全輸送量と比較して、食品工業品の輸送量の伸びは著しいということがご覧いただけるのではないかと思います。ちなみに四角形のポイントの線が食品関連物資ということで、これは食品工業品のほかに生鮮を含む数字ですが、この伸びを見ますと大体140%ということで、食品関連物資の伸びの大きな部分は食品工業部門の輸送量が増えているということかと見ております。

資料7をご覧いただきたいと思います。全輸送量に占める食品関連物資の推移ということで見させていただきますと、食品関連物資自体は、全輸送量で、95年で見ますと1割程度のシェアを占めておりますが、食品以外の輸送量というのが景気によって変動している中で、一番下の食品工業品の輸送は堅調に伸びておりまして、シェアが増えているということがご覧いただけるのではないかと思います。

以上のように、商品輸送過程における環境負荷というのは顕著な増加傾向にありまして、これに対する食品産業の寄与の度合いも増加しているのではないかと見ております。

文章編の4ページをご覧いただきたいと思います。食品産業に関する環境負荷の増大というのは、食品流通部門ないし外食産業部門を含みます民生部門におけるものということと言えるわけですが、これは消費者ニーズに即した通常の事業活動から生じているものでありまして、社会構造自体の変化に起因するのではないかと見ております。

具体的に見ますと、消費者のライフスタイルの多様化に伴いますニーズの変化に対応した事業活動の変化に大きく起因しているというふうに見られます。民生部門の業務部門におけるエネルギーの増大というのは、例えば業務の24時間化ということが挙げられておりまして、そういったライフスタイルの変化、あるいは運輸部門で見ますと、現象的には多頻度少量配送とかといったことが寄与しているのではないかと見られております。そういった事業活動というのは、むしろ消費者のライフスタイルの多様化に伴うニーズの変化に対応したというふうに見られますので、逆に言いますと、そういったニーズを反映して行っているものですので、事業者が単独に取り組んでみても個別の事業活動への悪影響をもたらすおそれがありまして、なかなか解決が難しいということかなと思っております。

(3)はちょっと角度を変えまして、環境問題に対する食品産業なり消費者等の意識を見てまいりたいと思います。

資料8をご覧いただきたいと思います。これは食品産業センターの食品産業における環境問題の取組状況についての調査です。これによりまして、公害防止とか廃棄物削減につきましては7割の企業が、あるいは省エネにつきましては6割の企業が取組を行っているという回答しておりまして、何の取組も行っていないと回答した企業は2%弱であります。食品産業の多くは環境対策に取り組んでいるということが見られるのではないかと思います。

ただ、どういう動機で行っているのかというのがここではありませんが、これを資料9で企業における環境投資決定の動機というものを環境庁の調査で見ますと、一番右の緑の規制等に応じて環境対策の必要性から決定というのが41.5%とかなりの部分を占めております。14%というのが、環境負荷の削減効果だけでなく、現在量削減、廃棄物削減等の収益効果も含めたトータルなコストを考慮して決定するというので、これを総括いたしますと、規制対応とかコスト対応といったものが大きな比重を占めているのではないかと見ております。

それから、それだけではないということで10ページをご覧いただきたいと思います。こういった規制対応やコスト問題だけではなく、企業における社会的な責任として環境対応に取り組む企業も増加しているということで、具体的に見ますと、環境マネジメントシステムでありますISO14001の取得が若干増えているということと、環境自主行動計画や環境報告書の策定などの取組が見られるということでございます。

食品産業で見ますと、資料10をご覧いただきたいと思いますが、ISO14001の取得状況を昨年の12月末現在で見ますと、食料品製造業、飲料等製造業、食品流通業合わせまして35ということでございます。これを全産業における全取得数に対する割合で見ますと2.3%でありまして、食品産業は1割産業と言われておりますので、若干少ないのではないかという感じがいたしますけれども、それでも徐々に伸びているということでございます。

資料11が自主行動計画の策定状況ですが、本年1月までに5団体が策定済みでありまして、本年度中に少なくとも3団体程度が策定の予定とお聞きしております。

文章編の5ページに戻らせていただきます。消費者の意識を見ますと、国民生活の生活レベルの向上やライフスタイルの変化によりまして、食品に対する消費者のニーズは大きく変化しているのではないかとことです。従来量の充実やミニマムな安全性という食品に求められる基本的な要素から、これ以外の要素を含むものに拡大しております。特に、食品の品質に係る要求というのは、単なる安全性というものよりは、広く安心だとか、新鮮さといったものを求めるものに拡大しております。また、ライフスタイルの変化に対応いたしまして、簡便性の要求や、夢、楽しさ等食品に本来的に求められる基本的な要素以外への要求も高まってきていると存じます。こういった新たな要求は、一方で見ますと、エネルギー使用量の増大とか、流通ロスの発生等環境負荷への増大の一因となっているのではないかと考えられるところでございます。

6ページでは食品産業における環境問題の特質ということを分析しております。3点ほどあるのではないかと見ておりますが、一つ目が物質循環の促進のためには関連産業であります農業との連携が必要であるということ、二つ目が食品産業というのは消費者に身近であり、関心の高い環境問題であるということ、三つ目が業態が細分化して中小企業が多いという産業構造から、産業全体としての取組が遅れがちということがございます。

まず、1点目の農業との連携の必要性ですが、御承知のように、食品産業から出ます廃棄物で非常に多いウエイトを占めるのは動植物性残さといった食品廃棄物ですが、これは伝統的には飼料や肥料として農畜産分野で循環利用されていたわけです。しかしながら、農業生産形態も変わってまいりまして、そういった伝統的な資源循環システムというのは現在ではなくなっておりまして、さまざまな問題が生じております。

1点目といたしまして、食品産業部門でいいますと、食品残さ、あるいは食べ残しとい

った食品廃棄物で見ますと、年間の粗食料の供給が実量ベースで大体8,000万トンありますが、これに対しまして動植物性残さ、あるいは厨芥ごみといったような、汚泥を除きます有機性の廃棄物が大体1,900万トンという膨大な量に増大しております。

これは資料編12 1、2をご覧くださいと思います。産業廃棄物が12 1、一般廃棄物が12 2ですが、産業廃棄物中食品製造業関係の廃棄物で見ますと1,900万トン程度です。この大半が動植物性残さないし汚泥といった有機性廃棄物でありまして、このうち動植物性残さを見ていただきますと428万トン発生しております。

12 2をご覧くださいと思います。一般廃棄物における有機性廃棄物量ですが、一般廃棄物が大体5,000万トンぐらい発生しております。このうち厨芥ごみの割合というのは、厚生省の資料からは明らかにならなかったもので、東京都清掃局の資料に基づきまして厨芥ごみの割合を推定いたしますと、大体3割弱ということで、このうち事業系が530万トンぐらい、家庭系が900万トン程度というところでございます。

1,900万トン数字は、家庭系、事業系の厨芥ごみと、11ページで見ていただきました産業廃棄物の動植物性残さを足し上げた数字ですが、8,000万トンに対する数字ということで、水分の含有量等の問題がありますので必ずしも比較できないのですが、食料供給の実情に対しましても相当大きな数字であるということ間違いのないのではないかと考えております。

2点目ですが、農業分野で見ますと、資料13をごらんいただきたいと思いますが、これは農業経営統計調査の中から稲作における堆肥施用量の推移を見たものです。単位は10アール当たりのキログラムです。一番左を見ていただきますと、昭和40年には500kgを超える堆肥が施用されていたわけですが、平成9年で見ますと100kgをわずかに超えるという状況で、相当減っているという状況です。こういった堆肥の施用量の減少に伴いまして地力の低下が発生しているということが言われております。

それから、畜産分野の資料は本日は持ってきておりませんが、南九州地域と一部地域におきまして環境容量を超えた畜産の飼養頭数があるとと言われております。

こういった有機物の資源循環の停滞といったものは、見ていただきましたように、食品産業や農業双方にとりまして環境悪化をもたらすのみならず、窒素の蓄積や焼却によります二酸化炭素、窒素酸化物の発生など、環境保全上も問題でございます。食品産業の環境対策の推進上、農業分野との連携というのは不可欠な要素ではないかと見ております。

2点目の消費者に身近な環境問題ですが、食品というのは消費者が日常的に消費する商品ですので、食品産業というのは消費者にとって最も身近な産業の一つではないかと見ております。食品産業の環境問題の中で、容器包装廃棄物の問題とか、食品残さの問題とかが代表的なものとしてありますが、こういったものは、消費者にとりまして直接的、日常的に影響しているということでございます。

資料14をご覧くださいと思います。これは中小企業事業団の「需要動向調査」の

中から、消費者が普段行っている環境対策としてどういうものがありますかということをお聞きしたデータです。全体という欄をごらんいただきたいと思います、水色の項ですが、これは食べ残しをしないようにしているということで、全体の60.2%の人がこういったことを意識しているということです。赤のところは26.5%ですが、牛乳パックや肉、魚のパックの回収に協力しているということです。27.2%の青いところが過剰包装は断るということで、こういったものはいずれも食品産業に係わりのある問題ですので、全体と見ますと、食品産業の環境問題というのは消費者の関心が高いのではないかと見ております。

文章編の7ページに移らせていただきます。産業構造上生ずる問題です。食品産業は食品製造業、食品流通業、外食産業の三業態に分化しております。また、食品製造業について見ますと、各商品分類ごとに業態が細分化しておりまして、各業態ごとに事業活動内容というのは大きく異なっております。

食品産業の特徴といたしまして、中小の企業がかなり大きなウエイトを占めているということで、資料15をご覧くださいと思います。これは食品産業における規模別事業所及び出荷額の割合を見たものです。柱の左側の部分が製造業全体、右側の部分が食料品製造業です。これを事業所数で見ますと、製造業全体と食料品製造業について、大企業の割合が製造業全体の方が多いというはっきりとした特徴はないのですが、製品出荷額を見ますと、製造業全体では大企業が5割の出荷額を占めているのに対しまして、食料品製造業が一番上の緑のところですが、17.2%ということで、逆に申しますと、中小が8割以上を占めているということでございます。

資料16をご覧くださいと思います。これは食品産業における付加価値額を見たものです。製品出荷額と付加価値額、従業員数とありまして、全産業合計と食料品製造業を見ますと、付加価値額を従業員数で割りますと一人当たりどのくらいもうけているのかという一人当たり付加価値額が出てまいります。全産業で見ますと、大体一人当たり1,200万円弱ということですので、これに対しまして食料品製造業は800万円強ということで、かなり低くなっております。

文章編に戻っていただきますと、こういった食品産業の産業構造が、産業内における環境問題への取組の多様化、取組進度の差異を生起いたしまして、結果的には、産業全体としての取組の遅れを引き起こしていくのではないかとございまして。

3点目として、食品産業環境ビジョン策定の意義を御説明させていただきます。

まず、現在なぜ策定しなければいけないのかということで3点ほどまとめさせていただきました。一つが、各種環境対策について、本格的な取組が求められている状況ではないかという点が1点目です。食品産業全体の取組を加速化する必要があるのではないかと。二つ目が2点目です。3点目といたしまして、各主体、これは産業だけではなく消費者の

方々とか行政もかかわってきますが、そういった環境対策にかかわる各主体のベクトルの同一化を図る必要があるのではないが、こういう3点の理由から早急な策定が必要ではないかと見ております。

第1点目の本格的な取組が求められている状況ですが、現在の環境問題の状況を踏まえた場合、現時点において21世紀に向けました食品産業の環境ビジョンを示していくことが妥当ではないかと考えております。

括弧内に4点ほど挙げておりますが、一つは、「容器包装リサイクル法」につきましては、平成12年度より中小企業者、紙・プラスチックを対象として完全施行になります。

それから、地球温暖化につきまして、御承知のように、一昨年 of 京都会議におきまして国別の削減目標等が決定されておきまして、今後各主体の取組の本格化が必要となつてまいります。

廃棄物問題は年々深刻化しておきまして、特に食品流通業等からの食品廃棄物につきましてリサイクルが不十分ということがありまして、その推進が急務の課題となつております。

それから、本委員会におきまして、一昨年の設置後、容器包装廃棄物のリサイクル問題、有機性廃棄物のリサイクル問題、地球温暖化対策等緊急性を要する個別事項について御検討いただき、推進してきているという事情がありまして、こういった種々の事情から本格的な取組みが求められている状況ではないかと考えております。

8ページですが、今後の食品産業の発展に当たりましては、事業活動に伴う環境負荷の低減に配慮しながら、事業展開、あるいは私どもから申しますと施策推進を図ることが必要です。こういった環境対策を効果的、加速的に推進していくためには、産業全体としての取組を確保することが不可欠でありまして、この上に立ちまして各企業の取組の公平性の確保、取組の方向性の同調というものが必要です。こういった事情がありますので、食品産業全体を通じます環境ビジョンの明確化というのが必要ではないかと考えております。

3点目ですが、各主体の環境対策のベクトルの同一化ということでございます。現在の環境問題の構造的変化の中で、その対策の推進を図っていくためには、最初にご覧いただきましたように、産業のみではなく、他産業とか消費者、国、地方公共団体の協力・連携を確保していくことが不可欠な要素となつております。特に、食品産業の環境問題というのは、消費者をはじめといたします国民一般にとりまして非常に身近であつて直接影響するということでありまして、関心が高いということから、消費者の方々の参加・協力が特に不可欠でございます。また、国及び地方公共体がこれらの対策の推進に当たりまして、その政策方向の決定に当たりまして、各主体の取組と整合性のとれたものとなることが必要でございます。こういったことがありますので、関係する各主体に取組の方向性を示しまして、同一化を図ることが特に重要ではないかと見ておきまして、そのための

ビジョンが必要ではないかと考えております。

次に、 今後の食品産業環境対策の基本的方向ということで、一つが今後の食品産業対策の理念をどう考えていくのかということです。3点ほど整理させていただいておまして、一つが循環型経済社会システムの構築、二つ目が環境配慮の企業活動への組込、三つ目が公平な役割分担の下でのすべての主体の参加と有機的な連携の確保等ということでございます。

1番目の循環型経済社会システムの構築について御説明申し上げたいと思います。循環型経済社会というのは循環を基調とする持続可能な経済社会システムと言われておりますが、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする経済社会システムというのはさまざまな面で限界があると言われておまして、これを循環を基調とする持続可能なものへと再構築することが必要と言われております。さまざまな取組をする必要があるわけですが、4点ほどに重点を置いて環境対策を推進すべきではないかということでございます。

1点目が、再生産が可能でない資源なりエネルギー投入の最少化ということです。再生産が可能でないというのは、一番典型的なものが化石燃料といったものですが、なくなってしまうような資源・エネルギーにつきましては、これを投入することを最少化しようということです。これにつきましては、省エネ設備の導入とか、適正な在庫把握等によりまですロス削減といったものがあるかと思えます。

二つ目が環境中に排出される環境負荷物質の最少化ということで、特に化学物質の問題にかかわってくるところです。これにつきましては、無害、あるいはより有害性の低い原材料を使用していこうとか、製造過程に伴う廃棄物の減量化といったものがあるかと思えます。

3点目が、消費・廃棄段階における環境負荷の最少化ということで、具体的には簡易包装とか、環境負荷の少ない容器包装への転換などさまざまなものがあるかと思えます。

最後に、 と裏腹の問題になってまいりますけれども、可能な限りリサイクルを推進していこうということで、廃棄物の再資源化と生産段階における再生品の利用ということでございます。容器包装リサイクルの話、有機性廃棄物のリサイクルの推進、リサイクル製品の利用促進等があるかと思えます。

10ページの環境配慮の企業活動への組込という問題です。持続的な経済社会システムの構築を進める上で、事業者の役割は非常に重要でございます。今後、食品産業が健全に発展していくためには、環境負荷の低減への配慮が事業活動推進の前提となるようなシステムの構築を行うことが必要です。環境配慮が事業活動そのものへ組み込まれるような対策を推進することが重要でございます。

この場合、企業における環境対策への取組の動機といたしまして、規制対応、あるいはコスト削減というのが重要な位置づけを占めている点に留意する必要があるということが

1点目です。2点目といたしまして、環境対策上のコスト、これは環境対策を講じないことによるコストというのも同じ問題ですが、いずれにせよ、必ずしも適正な把握がなされていないということがもう一つの留意点でございます。

こういったことがありますので、対策の推進に当たりましては、対策を実施しないことによるリスク、あるいは省エネ等による削減コスト、当該対策を実施するコスト等を明確にする必要があります。これらの費用対効果を事業活動上で適正に評価するシステムを導入することが不可欠です。その上で環境マネジメントシステムの構築とか、環境会計といったものの実施を推進することが重要ではないかと存じます。

11ページですが、3点目として、公平な役割分担のもとでのすべての主体の参加と有機的な連携の確保等ということで、最初に見ていただきましたように、現在の環境問題というのは、通常の事業活動なり日常生活が回り回って環境負荷を生じせしめているという問題ですので、環境問題の解決に当たりましては、そういったシステム自体の変革が不可欠な要素と言われております。食品産業あるいは関連産業の事業者のみならず、消費者、国、地方公共団体等関係者が公平な役割分担、連携を図りつつ、循環を基調とする持続可能な経済社会システムの構築を図っていくことが不可欠かと存じます。

この場合、価値観とかライフスタイルの転換が重要であることを踏まえまして、そのような転換が円滑に図られるような施策の推進が重要です。各種対策の実施に当たりましては、その効果的な実施を確保するため、生産、流通、消費といったような製品のライフサイクルまでも見通した全体的な負荷評価を行っていくことが重要でありまして、このためLCA手法の効果的な活用が必要でございます。

個別に各主体の役割を見ていきますと、まず、事業者ですが、といたしまして、これは当然のことですが、事業活動から生じる直接的な環境負荷につきましては低減に努めるということは大前提だと思います。

といたしまして、これは間接的な環境負荷の低減ですが、商品・サービス等が、消費・廃棄段階において間接的な環境負荷を発生させ、かつ、事業者がその低減について重要な役割を果たすことが可能な場合には、その低減に努めるということでございます。また、事業上の要請等から他の事業者の行う事業におきまして環境負荷を増大させているような場合、例えば流通が製造段階に求めるような運輸部門というのが代表的な例かと思えますけれども、こういった場合には、当該要請を行う事業者につきましてもいろいろ御配慮いただきたいというのが2点目でございます。

といたしまして、消費者に対する情報提供というのが非常に重要ではないかと見ております。消費者に対しまして、その商品やサービスに係る環境負荷の情報を積極的に提供する必要があるのでないかということが3点目でございます。

2番目が消費者の方々の責務なり役割ということですが、として、現在の環境問題の原因が日常生活という側面が非常に強いので、自ら排出する環境負荷の低減に努めるとい

うことが重要ではないかと考えております。

として、事業者に対する意思表示を積極的にやっていこうということで、例えば環境負荷の少ない製品の選択（グリーン購入等）ですとか、あるいは直接言っていくとか、そういったような積極的な意思表示に努めまして、食品産業の環境対策の取組を促していく必要があるのではないかとということでございます。

として、事業者によります環境対策の実施というのは、これまでコストとして実施されてこなかった外部不経済をコストとして内部化するという性格を有しております。こういったものは、これまで商品のコストでなかったものをコストに参入するということもありますので、製造・流通・コストの増大につながり得るものです。このため、消費者の方々につきましては、その負担について御理解いただく必要があるのではないかと見ております。

国及び地方公共団体の責務と役割ですが、国等ということですが、公共のセクターにつきましては、今まで申しましたような各民間セクターの取組につきまして全体的な整合性を確保するとともに、その実施状況の確認を適宜行っていく必要があるのではないかとということでございます。

として、必要に応じまして法的整備を含むシステムの構築等、各主体の取組を誘導する措置を講ずる必要があるのではないかとということでございます。

として、情報提供なり普及啓発、技術開発、こういう必要な措置を講ずるとともに、自らも経済主体ということもありますので、グリーン購入等を率先実行する必要があるのではないかとということでございます。

最後に、食品産業環境対策推進のための手法について御説明いたしたいと思っております。

現在の環境問題の深刻化というのは、これまで見てきましたように、環境負荷によります社会的コストを市場メカニズムに織り込むことなく外部化してきたことが大きな原因です。これらが内部化された場合、環境負荷の低減が経済的メリットに結びつくため、市場メカニズムを通じた効果的な環境負荷の低減が図られるわけです。このため、今後の環境対策の推進に当たりましては、各主体への環境対策のインセンティブを付与するという観点からも、このような外部不経済の内部化というものを中心として推進していくことが必要ではないかと見ております。

問題解決のための手法につきましては、目標設定とか、事業者の自主的取組、経済的措置、規制的措置、さまざまな手法があるわけですが、これを適切に選択して実施していくということが重要ではないかと思っております。情報提供、技術開発、調査研究、これは当然ベ－シックなものとして重要でございます。

中身を御説明したいと思っております。14ページをごらんいただきたいと思います。まず、目標を設定するということがありまして、例えばCO₂の削減の目標とか、廃棄物の削減

の目標とか、そういった具体的な目標値設定というのが取組の手法の一つとして考えられるわけですが、誘導的観点から、具体的な目標数値の設定は効果的な手法の一つでありますけれども、実態と乖離した一律的な目標値の設定は事業活動への弊害等も生じますので、実行が困難ということでございます。具体的な数値目標の設定、方法につきましては対策の実行性、効率性の観点から十分な検討を行う必要があるのではないかと見ております。

2点目の自主的取組ですが、環境自主行動計画とか、業界におけるガイドライン等、そういった自主的な取組があります。これは事業実態を踏まえる上で効率的な対策の実施という観点から有効な指標と存じますけれども、企業目的と合致しないものについては取組へのインセンティブが働かない、取組が企業の自己満足に終わってしまう等のデメリットがある点にも留意する必要があるのではないかと見ております。

3点目の経済的手法ですが、これは経済的助成措置、経済的負担措置です。経済的助成措置は、例えば補助金融資、税制特例で、経済的負担措置というのは、容器包装リサイクル法における事業者負担が代表的と言われておりますけれども、そういった課徴金的なもの、あるいは環境税的なものが代表的なものでございます。助成措置ですが、これは例えば環境設備の導入等に用いられておりまして、環境対策の推進がコスト的な要因によりまして進まない場合には有効な手法ではないかと思っております。

一方で見ますと、外部不経済を税金によって補てんするというものでありますので、公平性の問題がある。それから、産業側におけるコスト削減等の努力を阻害する面があることにも留意する必要があるのではないかと思います。

15ページの経済的負担措置ですが、これは一定の環境負荷行為に対しまして、経済的な負担を課すことによりまして、市場メカニズムを通じ、各主体の環境保全に適合した行動を促すということでございます。市場経済の価格メカニズムを活用いたしまして、これを通じた各主体の自主的取組を促すという面から、資源の効率配分や環境対策の効率的な推進を図る上で有効な手段と存じます。ただ、一方で、その負担割合によりましては、事業活動等への悪影響を及ぼす可能性がある点にも留意していく必要があるのではないかと見ております。

最後に、規制的手法ですが、これはダイレクトに排出量の削減等を課すものでありまして、環境問題の性質が重要であって、緊急性を要するような場合には最も有効な手法です。ただ、これは直接的な権利制限等を課すものですので、適用については慎重な検討が必要です。原因と被害との因果関係が環境問題を複雑化しておりまして、現在では必ずしも規制的手法は有効ではないということも言われているところでございます。

16ページ、情報提供です。環境対策の推進上、環境問題にかかわる各情報が適切に伝達されることが重要でありまして、これがないと環境対策の推進を阻害する大きな原因の一つにもなるわけでございます。食品産業におきましては、企業規模によりまして情報量に差異が生じておりまして、企業規模が小さくなるほど情報量の不足は顕著ではないかと

見ております。消費者におかれましても、この製品を購入するとどのくらい環境負荷を与えるのかといった情報が、企業の方から必ずしも十分提供されていないということによる、情報不足によります取組の遅れ等が出てくるのではないかと見ております。

いずれにいたしましても、今後の環境対策の推進を図っていく上で、企業、消費者への情報提供の推進が重要ではないかと存じます。

技術開発・調査研究ですが、環境問題は新しい問題でありますので、環境負荷の低減に資する代替物質の開発とか、設備開発などの技術進展、技術開発によるべき部分も多いわけですが。また、リサイクル製品の安全性等の調査研究など重要なものもあります。このため、こういった必要な技術開発・調査研究の推進は重要ではないかと存じております。

資料4 1及び4 2につきましては以上でございます。

資料5について簡単に御説明いたしたいと思えます。前回、各委員の先生方に御意見があればということでもいただいた御意見、あるいはこれまでの委員会の中でいただいた御意見を要約したものでございます。可能な限り総論部分に盛り込まさせていただきませうけれども、これをござんいただきまして、追加なり、あるいは盛り込まれていないのではないかとということがありましたら、御指摘いただければ幸いです。

資料の説明につきましては、以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。食品産業環境対策ビジョンの総論の方向づけについて、大変詳しく説明をしていただきました。今後さらに重ねて何回か委員会を開いていくわけですが、今日の総論部分は全体を通じて土台になる部分で非常に重要なところだと思いますので、委員の皆様方からの意見を伺ってまいりたいと思えます。

どなたでも結構ですので、御意見がありましたらどうぞ。

委員、どうぞ。

委員 ひょっとすると書いてあることかもしれませんが、2点申し上げたいことがあります。

一つは、問題自体が、最初に御説明があったように、地球全体の問題、グローバルな話ですから、まず最初に、LCAの位置づけみたいな話が、ある施策を評価するようなツールとして使わう、これ自身は正しいことで、それで結構だと思いますけれども、LCAだけではなくて、ライフサイクルとしての視点を持って見なければこの種の問題は解決できないということを前の方に述べてあった方がいいのではないかと思うのです。

というのは、具体的な目標として、例えば食品製造業で再生できないエネルギーの最少化という目標が書いてあるわけですが、これを文字どおりとると、製造業をやめて輸入すればゼロになるわけです。つまり資料に出ているのは通産統計ですから、官庁統計は日本国内だけですから、これを減らしたければ輸入をすればいいでしょうという話になって、これは明らかに対策になっていないわけです。それはライフサイクルとしての視点を持っ

てみれば、外国でつくって、日本で使うというのは、恐らく改善にも何にもなっていないということは明確に解る訳です。

しかし、それが前の方に書いてなければ、では、輸入した場合はどうなんだろうということになって、その場合は、そういうのは例外なんだということをいっぱい書かないといけなくなってしまうのではないかと思うのです。ですから、ライフサイクルとしての視点を持ってこの問題に取り組まなければいけない。ただし、この委員会は、食品製造業を主に対象としているわけですから、手の届かないようなところまで同じ重みで詳しくやれという意味ではありませんが、問題自体は全体で考えなければいけない。そのためには消費者も協力してもらわなければいけないし、輸入している人だとか、海外の製造者にも、協力してもらおうということがどの程度になるのかわかりませんが、そういう視点を持たないと問題自体は解決しないということがもう少し前の方で述べてあるといいのではないかと思います。

もう一つは、最後の自主的取組だとか経済的手法のところですが、昨年、ヨーロッパに滞在している間にこういう話をいろいろ調べたり、ヒアリングをしてきて私なりの感触を持ったのですが、簡単に申し上げると、自主的取組の中で、ここに書かれていることはこのとおりだと思うのです。ただし、もう一つ付け加えた方がいいのではないかと思うのは、ヨーロッパでの成功例だとか、失敗というところもあれかもしれませんが、そういういろいろな例を見ておきますと、自主的取組における政府部門の役割というのを意識した方がいいのではないかと思います。

具体的に申し上げますと、各国で成功していると言われているような自主的取組というのは、まず、政府部門が、最終的に、もし問題が解決しなければ規制手段しかない、コマンド・アンド・コントロールでやるんだと。しかし、コマンド・アンド・コントロールは実際に実行すると広い意味でのコストは非常に高くなります。法律をつくったり、いろいろな仕組みを変えなければいけませんから、大変高い。例えばドイツのリサイクルというのは非常に高いコストを払っております。あれはコマンド・アンド・コントロールでやっているのですが、実際には高いです。

しかし、政府部門の役割としては、そういうものを用意しなければいけないのではないかと。実際にそういうことをやってはいません。産業界との自主協定でやっていて、まあまあうまくいっている国は幾つもあります。そういう国で、政府部門はコマンド・アンド・コントロールを用意しているのです。実際に行わないのですが、用意はする。用意しないでうまくいくだろうかというのが私の疑問です。ですから、自主的取組における政府の役割をどういうふうな形で明らかにするのかわかりませんが、何か一言触れておいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。関連して、逆に委員に伺いたいのですが、後の方に

経済的手法、経済的負担措置、規制的手法という三つのやり方について書いてありますけれども、この辺は外国でも打ち出している対策、手法なのでしょうか。

委員 そうです。例えば容器包装のことなどですと、経済的手法の中にデポジット制度というのが書いてあります。これは確かに経済的手法なのですが、具体的にはこれがある種のコマンド・アンド・コントロール、強制デポジットを課すぞというのが政府側のバックストップというんですか、ほかのすべての政策がうまくいかないのであれば、自分たちでやってみてうまくいかないのであれば、デポジットを命ずるぞというのが一つの典型的な政策です。それは国によって法律に書いてしまうところもありますし、法律まではつくらないけれども、実質上、産業界とのやりとりの中で、もしあなたたちがうまくいかないのだったら、デポジットの法律を作りますと。もしうまくいかなかったら作りません、そういう形になっているのが一つあります。

それから、環境税の場合は、容器だとか、そういうものと関係がある例だと、デンマークだとか、そういうところは割とうまくいっているというふうに外の人は見えておりますけれども、そういう例は経済学者が言う純粋な環境税とは違うのではないかという感じがします。というのは、環境に対して、ある程度協力することによって割り戻しがあるといいですか、これもよく似ているのですが、環境税の枠組みをまず作って、かなり高いと感じられるようなものを作るのですが、実際にある種の行動をして、ターゲットを達成すると、これが勘弁してもらえる、それが非常に大きなインセンティブになる。実態として何をやっているかという、環境税をたくさん払っているわけではなくて、それを免じてもらうための行動で環境に対する対策がかなりうまくいっているという枠組みが多いです。これも自主的取組と構造はよく似ていると思うのですが、これからの政府部門のやり方として感じるのは、コマンド・アンド・コントロールの枠組みをつくるという話は今までと変わらないのではないかという感じがするのです。それを実際に実行してしまうと、今までよりはるかに高くついてしまうわけです、社会的に。実際には実行しないけれども、枠組みだけは作る。枠組みの作り方は、ある国では法律まで作らないと通用しない国もあるでしょうし、場合によっては、産業界と話し合っ、うまくいかないのだったら作るぞと、一言言うだけで済む国もあるかもしれません。それは違うのですが、そういう意味で割と似たような感じを受けます。

委員長 自主的取組における政府部門の役割というのは非常に重要な問題だと思いますので、恐らくまた後で委員の皆さん方から意見が出てくるかと思しますので、重要な点を御指摘いただいたと思います。

委員、どうぞ。

委員 今、委員御帰国なさって、ヨーロッパの最新の事情をお話いただきました、私もヨーロッパに行っ、同じことを気づいておりましたので、とてもうれしく思いました。

その中で、委員がLCAとライフサイクルという言葉が違うニュアンスでおっしゃいましたけれども、日本の場合は同じような意味で使われているようなので、どういうふうに違うのかということをお教えいただきたいと思います。

次に、全体的な印象としては、農水省の方々はとても積極的なまとめをさなっていて、素晴らしいと思っています。ただ、これから細部にわたることでしょうけれども、2ページのところなどには、たばこ飲料製造業というところの飲料缶だとかというものについて除いたデータを発表して、減少傾向なんて書いていながら、後半の方では伸びて大変で、130%伸びていると書いてありますから、文章的に見たときに「あれっ」という感じになってしまいますので、飲料缶を除く理由や、たばこを除く理由が何かあるのかなということも知りたいと思いました。

次に、一番新しいヨーロッパの動きということで、スウェーデンの友達が帰ってきて、つい先日聞いたのですが、私が行ったときにもスウェーデンとかスイスの大手のチョコレート会社は、もうアルミ箔を使用していませんでした。なぜかという、アルミの精錬は自分の国ではしていないのだけれども、精錬する向こう側の国の環境問題のことを考えてという話があります。

もう一つは、チョコレートにマークが二つありまして、例えば赤のマークとグリーンのマークとありますと、赤のマークは、カカオ豆がいわゆる有機農法の堆肥であるということとを公的機関が保証するマーク、グリーンのマークは、カカオ豆を生産している発展途上国の労働者の皆さんに、その企業が正当な給料を払っているというマーク、この二つのマークを持ったものを消費者は買うことがステータスという形にまで、ヨーロッパの国では消費者の方も成長しているということをお聞きすると、日本も将来の消費者の役割だとかというところを自信を持って書き込んでいくことによって啓発活動ができると思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員に質問がありましたので、LCAとライフサイクルの視点の違いをお願いいたします。

委員 ごく簡単に申し上げますと、LCAというのはISOでほとんど決まっているように、ウェル・ディファインドといいますが、方法だとか、何であるということが明確に定義されているものです。具体的に言いますと、輸入したらどうなるかという話は、LCAだというふうに言うのであれば、精度はともかく、データがあって、一定の大体認められた方法で計算してどうであるという結論を出すのがLCAです。

もう一方は、ライフサイクル・パースペクティブといいますが、ライフサイクルの視点を持ってほしいというのは、そういう問題があるというふうに指摘すること自体が、データがあって、結論がどうなるかわかりませんが、そういうふうに物を考えなければいけないという視点を示しているだけです。ですから、ライフサイクル・パースペクティブの方

が広い話で、LCAは明確に定義された手法だというふうに私は理解しております。

委員 そうすると、ライフサイクル・パースペクティブという言葉とライフサイクルという言葉とは、先生のお立場では全然違うわけですね。

委員 ライフサイクルの視点を持ってある政策だとか、製品だとか、オプションがあったときに、比較するためのツールのうちの 하나가LCAだと思います。ライフサイクルの視点を持って別な問題を解決するための別なツールもあります。

委員 どうもありがとうございました。

委員長 委員、どうぞ。

委員 前にも申し上げたような気がするのですが、資料5の3ページの上から3行目、「国外からの商品」という表現になっておりますが、これは誰かの意見がここに並べてあるわけですが、国内製品と同様、公平な環境への配慮という話で、日本で需給率の半分が輸入品で、原材料などは外国から入ってきて、それを使って日本で製品をつくって、それを食べますけれども、たくさん捨てているわけです。それによる環境負荷というのは、窒素の国内における増大などが問題になってきているということなのですが、環境ビジョンの中では輸入品に全然触れていない、意見はちょっと出ているのですが、案では出ていないというのはやはり問題ではないかと思えます。

それから、この問題は、例えば海外でエビを養殖して、そのエビを日本人がたくさん食べて、そのためにマングローブの森がどうなったというような話も起きてくるわけです。そういうことについては、総論のところの9ページなどで「循環を基調とする持続可能なもの」と書いてありますが、ここでは海外の自然への視点も入れなければいけないのではないか。ここでは国内なのか、海外も入っているのかよくわからないのですが、海外の視点も入れているよということにする必要があると思えます。

せっかくですので、もう少し質問させていただきたいのですが、1ページの囲みの中で、この文章で言うと、「起因する解決困難なものが増加し」と、「解決困難」なんて言い切る必要があるのかなというふうに思えます。だから、やろうと言っているわけですから。

それから、全体的に、農林水産省は、自給率の低下も、ごみの増大も、廃棄物も全部消費者ニーズのせいになっているわけです。余りにもそういうことをあからさまに言ってほしくないと思っております。それは4ページの囲みの中などにも見られるので、ここの辺は少しずつや和らげていただきたいというふうに思えます。

4ページの真ん中辺ですが、「各事業者単独の取組」というのは、「単独」というのはどういうことなのか。たくさんならできるけれども、一つではできないよという意味だろうと思うのですが、一つでもたくさんでもできるのではないかと思えます。

5ページの一番下のところで、「これは、一方で、エネルギー使用量の増大、流通ロス

の発生等環境負荷の増大の一因」ということで、消費者が簡便性や夢、楽しさ等を要求したら、それがどうしてこういうふうに繋がってくるのかなというのが、私には繋がってきません。

6ページ、「畜産分野では」ということで、ここに突如として生産の部分が入ってくるわけです。もう少ししっかり読まないといけないのですが、脈絡が解らなくなりましたので、よろしくお願いたします。

11ページの ですが、「～発生させ、事業者がその低減について重要な役割を果たすことが可能な場合には」と書いておられますが、「可能」というのは、できなければならないよというふうにとれますので、この言葉も考えた方がいいのではないかと思います。

とりあえず以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、委員からの質問もありましたので、事務局の方からお答えをお願いしたいと思います。

事務局 事務局から御説明させていただきます。

委員から御質問のありました2ページの「たばこ・飲料製造業を除く」ということで、85年段階で、たばこ・飲料製造業が「その他製造業」に含まれており、85年時点で分けられるデータは食料品製造業だけだったので、やむをえずそれに限らせていただきました。

委員から輸入の問題を入れてほしいということですが、輸入の問題は非常に重要な問題というふうを考えております。ただ、食品産業における輸入にかかわる環境問題で窒素の問題というのが一番大きいと思いますので、次回の各論部分で、循環型経済システムの構築の中の有機性廃棄物の問題の導入部分で取り上げたいと思っておりましたので、次回、その辺の議論を整理いたしましてお示ししたいと思います。

それから、文章表現でさまざまな御指摘がございましたので、文章はこれからつくりますので、また検討させていただきたいと思います。

委員長 委員から出された輸入品にかかわる環境対応の問題は、委員が御指摘になった地球環境という視点、あるいは全体的な視点ということが前の方で書かれる必要があるということでも多分解決できる問題ではないかと思しますので、そういうふうに取り上げてもらえればありがたいと思います。

ほかに、委員、どうぞ。

委員 質問ですが、確かに食べ残しというのは多い気がいたします。8,000万トンに対して1,900万トン、確かに大きな数字ですが、食品の加工とか、家庭の料理でもそうだけれども、どうしても残さになるものが相当あるわけです。ですから、この数字はそれも含まれている数字ではないかと思うのです。そういたしますと、8,000万トン、1,900万トンというのはちょっと誤解されるのではないかという気がいたしますので、そういう不可

避な廃棄物というのは外して考えないといけないのではないかと思います。それが1点です。

もう一つ、輸入のお話もございましたが、食品につきまして、食料品製造業でもそうですが、一般に大量生産・大量消費・大量廃棄という、いわゆる決まり文句ではっきりやられてしまうのですが、食品製造業についてそういう決まり文句でパッと行ってしまっているのかどうかということがちょっと気になるのです。というのは、人間の胃袋というのは限られているわけですから、大量生産したら大量消費してくれるというものではないのでありまして、確かに一定のカロリーをとるのに穀物からとるか、肉からとるかという質の問題はございますけれども、食品製造業も大量生産・大量消費・大量廃棄で貫徹していると単純に見てはいけないのではないかという気がします。確かに食べ残しがあります。これは避けなければいけません、何か決まり文句で言い切ってしまうといいのかなと、よく解りませんが、そんな気がいたします。

委員長 委員、どうぞ。

長良委員 資料の11ページと12ページを見て、11ページの方は食品廃棄物で4,000万トンのうち1,900万トンが食品製造業関係の産業廃棄物で、うち動植物性残さが428万トンあります。これは7割が再資源化されているという説明ですね。これを見ますと、汚泥の方は余り再資源化されていないので何とかしなければいけないのですが、動植物性残さは、こと産業廃棄物としては、最終処分されているのは1割ぐらいですから、かなり資源化しているのではないかという感じを受けるのです。

それに引きかえ問題は次ページで、家庭から出る食べ残し、こちらの方は5%しか資源化されていない、焼却がほとんどだということで、この二つの数字を見ると、こう言うと消費者の方に怒られるかもしれませんが、動植物性残さについては、事業者の方は再資源化をよくやっているけれども、家庭は再資源化をやっていない、そういうふうに見えるような気もするのですが、その辺はどうなのでしょう。

委員長 それでは、お答えをお願いしたいと思います。

事務局 最初の8,000万トン、1,900万トンの問題ですが、8,000万トンというのは、粗食料ベースですから、当然料理に伴って出てくるような非可食部分、例えば野菜のくずとか、魚のあらとか、そういったものが含まれている数字です。その部分が委員から御指摘のあった、動植物性残さのうち再資源化されているところに入っているのではないかと見られますけれども、実は、どうしても生じる食べ残しの量というのがデータ的に出てこないで、そこは粗食料ベースで扱わせていただいたということでございます。

先ほど申し上げましたように、8,000万トンと1,900万トンは同じベースの数字ではないので、必ずしもこれで対比できませんということ是最初に申し上げました。例えば8,000万トンはお米で見ますと、玄米ベースで、水を含んでおりません。ところが、食べ残しで

見ますと、玄米のぬかは除かれますけれども、ご飯は水分を入れて炊くわけですから、その分が当然増えます。水分の問題とか、非可食分の問題というのが入ってきませんので、4分の1も日本人は捨てているのかということそうではないのですが、対比できるデータがなかったので、大変申し訳ありませんが、この数字を使わせていただいております。

それから、委員から御指摘のあった産業廃棄物と一般廃棄物の問題ですが、産業廃棄物の動植物性残さは、資料でのデータの年で68%、年によって60%を若干ぶれるのですが、6～7割が再資源化されているというふうに厚生省のデータから出ております。

それから、一般廃棄物で、家庭の問題というよりは、事業系の、例えば流通段階とか、飲食料店から出るような、そういった事業系のごみにつきましては、食品製造部門に比べて取組が進んでいないということでございます。家庭はいろいろ問題がありますので、なかなか難しいと思うのですが、同じ産業部門でも、製造業部門と流通なり外食とは若干取組が違うという資料として見ていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

委員 総論の9ページですが、今後の食品産業環境対策の基本的方向というところで四つ挙がっております。これは現在の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としたシステムを、将来は持続可能なものへつくり直していこうという、再構築のためのビジョンだということから考えると、今の時点から考えたら物すごく難しいことかもしれないけれども、ここに盛り込んでおく必要のあることというのが入っていなければいけないと思うのです。

それから、考えますと、どうしても排出抑制の視点というのがちょっと弱いのではないかという気がするのです。確かに適正な在庫把握等によるロスを削減するとか、製造過程に伴う廃棄物の減量化とか、そういうことは入っているのですが、もう少し進めて、不必要な生産量は最初から削減していく。つまり今の段階を考えて、これを基準にして考えるのではなくて、今が適正ではないのではないか、適正というのはどこかというところを見直していけば、逆に今の生産量は多過ぎるのではないかというふうに考えれば、それを見直して、削減できるような分量は初めから削減していく。適正な、必要な分量を生産し、適正な分量を売って、それを消費してもらって、なおかつ出る廃棄物はリサイクルをしていく。そして、リサイクル品はきちんと買うようにする、リサイクル品の再利用というのが入っておりますが、そういうふうにして循環型社会をつくっていくということを考える。

ここに書いてあるものだけだと、今の生産量を前提として、これを何とかリサイクルしよう。つまり大量生産・大量消費ということがまだ前提になっていて、大量生産・大量消費・大量リサイクルというふうに、ややもするとこのままではなってしまうのではないかと心配するのです。ですから、産業界の方たちにとっては、何とか生産量を多くし、売上げを多くしということをこれまで考えてこられたので、ここで考え方を転換するとい

うのは難しいかもしれませんが、これは将来のためのビジョンだということを考えれば、ヨーロッパで既になされているように、必要でないものは初めから生産しない、適正な分量だけを生産して、適正な消費をし、そして、リサイクル社会を構築していくという視点を入れていただきたいと思います。

もう一つ、 のところに、再生産が可能でない資源・エネルギー投入の最少化というのが入ったのは、私もとてもうれしいと思いますが、これにもう一步進めて、クリーンエネルギーの活用というのをに入れていただきたいと思います。現在はだめですね、日本はクリーンエネルギーというのはまだまだですが、日本は技術的には世界一のレベル、それから世界全体の稼働数を見ると日本の企業のものは大変たくさん動いているのです。ですから、食品産業の分野からクリーンエネルギーを積極的に活用していくということで、クリーンエネルギーにおける産業分野の活性化にも一役買うことができると思うのです。そこで、ぜひ今後の循環型経済社会システムの構築のためのところにクリーンエネルギーの活用というのをに入れていただきたいと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 今、お話をお伺いしましたが、最初に御説明をいただいたときにもそういう感じがしたのですが、今のお話はまさに環境的計画統制経済をやろうという話になるのではないかと思うのです。これを見ますと、結局はそういう方向に考えざるを得ないという話になるのです。今の大量消費・大量廃棄をやっていったらだめですよ、森林資源から何からだめになりますよということなのですが、今のシステムでいきますと、それを途中でとめるわけにはいかないのです。そこら辺を盛り込むのが本当はいいのですが、実際に盛り込めない。ここが一番の問題だと思うのです。

委員 最初に申し上げたように、現在のシステムのためのものであればそうなのかもしれませんが、現在がこうなのだから、現状に即してということを書いていけばいつまでも変わらないわけです。これは今後のためのビジョンですよ、新しい社会をつくっていくという。

委員 そうです。しかも、これはどれもこれもそうなのですが、規制と規制でないという部分が全部入ってきておりますので、規制が始まると間違いなく計画経済になるのです。

委員 確かにそういう面があると思います。しかし、日本の場合、ヨーロッパで成功している例もそうであるように、日本は法的な規制が最も有効であるというのは過去の例を見ても明らかだと思うのです。例えば昭和51年のときに大気の規制ができました。アメリカでマスキー法という、その当時世界一厳しい規制ができて、これが日本の産業界、特に自動車産業界に多大な影響を与えたわけです。それに対して日本はどうしたかという、アメリカのマスキー法をクリアするような厳しい基準を設けようということになったときに、自動車産業界から物すごい反発が来たわけです。実は最後の1社になるまで反対した

のはトヨタ自動車だったそうです。

このときに、ホンダという会社が、規制ができるのであれば、それをクリアしようということでホンダシビックC V C Cというエンジンを開発した。これにほかの自動車会社が、負けてはならないということで競争して、それで今の、結果として燃費がよくて、性能がよくてという世界一の自動車王国日本ができ上がったわけです。

それから考えると、この食品環境ビジョンを策定することによって、かつ自動車産業界が、厳しい規制をクリアすることでかえって産業界が力をつけたように、食品産業界も大きなチャンスに立っているというふうに言えるのではないかと思うのです。現状がこうだからといってずるずる引き延ばしを図っていると、先へ行ってもっと大変な思いをするのではないのでしょうか。

委員長 それでは、委員、どうぞ。

委員 マスキー法と食品残さの生産ロスと論理を一緒にするわけにはいかないと思うのです。マスキー法というのは、メーカーとか生産者にとっては、そのことを実行することがコスト高になるけれども、しなければいけないという状況なのです。おっしゃったように、今、僕の知る限り、大量生産・大量消費に経営的に向かっていこうという無謀な経営者は一人もいないです。むしろ、先ほど委員がおっしゃったことの議論に、もっとフォーカスをきちんと整理して当て直さなければいけないのではないかと思ったのは、9ページで言うと、供給者の利益に一致する環境問題の改善というのは放っておいても大丈夫だから、この中では、コストパフォーマンスと環境対策とイコールになるものと、コストとか利益に反する課題とが混在しているのです。

重要なのは、コストとか利益に反するけれども、やらなければいけないという課題をピックアップしないと、全体の理念と行動が一致しようという活動になっていかないという気がします。つまり多過ぎるから、食べ残しが少なくなるようにつくれという御指摘を受けるのですが、それは僕に言わせると、ダイエットを考えていないやつにダイエットをするというのはいいのですが、ダイエットをしている最中の人にダイエットをするような気持ちを持つというのと同じで、全くナンセンスな話だと思うのです。

したがって、この中から利益に反するけれども、やらなければいけないという課題が特に重要なテーマになりながら、それから、委員から御指摘があった15ページのところ、ほとんど事業者の自助努力と経済措置ということ、つまり運用論が網羅されているというやつです。僕はそれ自体は否定するものではないのですが、もう一方で、この前提は、社会システムは全然変わらないけれども、負担を事業者にかけることで自助努力で、これはこれで減っていくということですから、必要な措置だろうと思います。

一方で、特に循環型のシステム形成というようなテーマに関しては、公的機関が変革のための、あるいは新しいシステム形成の関与をしないと、課題解決にならないということがあたりしますから、そこに踏み込むのは難しいことではあるけれども、それはきちんと

と据えられていないといけないのではないかという気がしております。ここでは運用論だけ、供給者が経済的負担がかかるから、もっと縮めなければいけないということだけに終始したものでしかないと思うのです。

もう一点ですが、資料編の10ページで、「策定検討中」となっているのは、策定自体をすべきかどうか検討というふうに聞こえますから、フードサービスでは5月に発表のつもりで現在やっておりますので、策定すべきかどうかの是非を議論しているところは、つまり策定する意思がないというところがあるとすれば、それはなぜかという議論をした方がいいのではないかという気がいたします。

委員長 委員、どうぞ。

委員 委員の意見に対して反論しようと思ったのですが、委員が述べていただいたので、いいのですが、確かに9ページの現在の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする表現はちょっときついのではないかと。我々菓子産業も、かつては少品種大量生産で、ごっそりつくって生産性を上げようという発想が非常に多かったわけですが、最近では、消費者ニーズが非常に多様化しているということで、嗜好品についてはこういう発想は、もうしたくてもできないという実態でございますので、この辺についての指摘は私は理解できます。

ただ、自動車産業と食品産業との比較というか、同列に論ずるような話も出しましたけれども、私も追加意見ということで出しましたけれども、特に食品産業の中でも、豆腐屋さんとか、菓子でもメーカーとしては3万社とかあるわけですから、理想的というか、そう言うとまた怒られるかもしれませんが、かなり実態はどろどろした中で企業としての生き残りをかけて取り組んでいるという中での環境問題ですので、もう少し泥くさい面もそれなりに見ていただかないとまずいのではないかというのが感想でございます。

それから、今までの議論とは違う点での意見ですが、資料4-1の説明で、食品産業の中には、食品製造業と流通と外食産業という三つのものがあるということで御説明をいただいて、食品製造業については環境問題への取組も進んでいるのではないかというデータもありました。後半の今後の食品産業環境対策の具体的な方向というところでいろいろ対策が書かれておりますが、この辺を見ますと、どちらかというと製造業中心の対応ということが中心になっていて、流通業とか外食産業については、失礼ですけれども、余り念頭がないのかなという感じもしますので、その辺ももう少し広い角度から考えていただいた方がよりいいのではないかという感想でございます。

以上です。

委員長 ちょっとすみません、委員から、大量生産・大量消費・大量廃棄の認識の問題、それから委員からもこれに関してありましたけれども、適量生産・適量消費、そして、なるべく廃棄物を少なくするということが次の経済社会システムの前提というふうに素直に

言えいいだけのこと、そこをはっきりさせるということで、それは産業界も別に異論はないところではないかと思うのですが、どうでしょうか。

委員 食品の場合は車と違いまして、食品産業というのは容器包装を売っているわけではないのです。中身の問題なのです。中身をどれだけ食べるかというのは消費者の問題なのです。ですから、大量に食べるか、大量に食べないかというのは消費者の問題でメーカーの問題ではないです。

委員 食べている量ではなくて捨てている分量の話なのです。

委員 ですから、捨てている分量はありますよ、それは少なくしたらいいと思うのですが、捨てている量というのは家庭から出る量で、メーカーはたくさん捨てたら成り立ちませんから、やりませんよ。

委員 外食産業でたくさん捨てられているのでは。

委員 容器の問題と中身の問題を一緒くたにされると困ると思うのです。

委員長 委員、これに関して御意見があると思いますので、どうぞ。

委員 現在の一人当たりのカロリー数が2,600キロカロリーぐらいと言われております。それが過剰なわけです。今後、それがそれ以上に伸びていくかということ、決してそうではないと思うのです。内容の問題で、質をどうとるか。例えば比率が多くなるものと考えられるのは脂肪分です。そういうものでこの部分が突出して大きくなっていくだけであって、個人的に食べる量というのは決まっておりますし、カロリーも決まっているわけです。食品産業というのはその中でどう生きていくかという産業が主なわけです。

そこら辺の議論で、この中でもそういうカロリー的なものを考えていかないと環境問題というところで、諸外国の需給率もカロリー換算でどうのという議論もするわけです。それと、それをつくるときに投入した肥料成分が持ち込まれて、それこそ日本の中の肥料が右肩上がりの形になってしまう。それを実際には生産をしてくれているところに戻さなければいけないわけです。例えば今、日本人を支えるためには、日本国内で500万ha、外国に依存しているのが1,200万haなわけです。ですから、外国の依存度がものすごく高くなっている。ところが、1,200万haの方の窒素なり何なりをこちらに持ち込んでいるわけです。

今二つのことを一緒くたに言ってしまうておりますけれども、一つは、カロリーの問題で考えるべきということ、もう一つは、出口の議論が全然ないのです。出口がなくてリサイクルが進んでいないというのが、食品関係、その他の産業全部そうなわけです。ですから、この中で出口議論というものをもっとやらないと、つくったからさあ使えという方式はもう失敗しているわけですので、二つのことを一緒くたにしてしまったわけですが、カロリー的に言えば、これからは決して増える可能性はないので、その中でどう考えるかということだろうと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 私が申し上げたかったのは、車を例にしたのは、大量生産・大量消費ではなくて適正量を生産するということが食品産業界にとってマイナスになるのではないんですよ。ということの一つの例として、かつての例として車を出しただけであって、そんなに車にこだわられるとは思わなかったのです。

同じ産業界を例にとってお話ししましょう。a m / p mというコンビニエンスストアがあります。ここはどこのコンビニでもやっているようにお弁当を売っているのですが、お弁当を全部冷凍にしたのです。それがために捨てる分がゼロになりました。ところが、そうすることによって、お弁当の容器は、冷凍しておけて、なおかつ、これを解凍して、温めてということが出来る容器にするということに対応しなければなりません。これによって捨てる分がなくなりましたので、非常に少コストになりました。食品流通業界で、世界で初めてISO14001を取得しました。そのことをテレビでコマーシャルすることによってイメージも上がりました、売上げも伸びていますということで、同じ産業界でもそういう取組がなされているということも知っておりますが、一方で、やはり今でも外食産業の40%が手つかずの状態で捨てられるいるということも資料として出されているわけです。それは私よりも外食産業にいらっしゃる皆様の方がお詳しいと思うのです。

難しいのは、食品産業界というのは、外食産業もあれば、お菓子をつくっているところもあれば、お豆腐をつくっているところもあればということで、業種が分かれていて、それによつての違いが出てくるので、各業種別によつて取り組みの仕方が違う、あるいは現状が違うということも確かにあるだろうと思うのです。だからこそ、これから目指すべきところということで適正量の生産、先ほど委員がおっしゃったように、カロリーというのは一人当たりにとれる分量というのは決まっているわけですので、a m / p mがやったように、最初から食べない分量はつくらない。逆に食べる分量だけはきちんとつくる。質を高め、消費者のニーズにあわせて、質によつて消費を促し、そして生産性を向上させる、あるいは売上げを上げるということをしていけば、別に食品産業界の衰退ということにはならないと思うので、私が申し上げたかったのはそこだったわけです。

特に車と違って、毎日の生活のことで、ダイレクトに消費者が選択できることですから、既に消費者の意識が大きく変わってきているということを見ると、早くそちらの方へシフトした方がいいのではないかと考えています。

委員長 外食産業の話が出ましたので、委員、どうぞ。

委員 外食産業において、特に食べ残しの部分も、キッチンで料理する際に発生する食材ロスも全部産業廃棄物でキロ当たり幾らというコストになっております。それは出と入と両方のコストなのです。つまり原材料コストとしてのロスのコストと、廃棄する際に手数料でかかるコストと両立で、その意味において大量生産することが成績につながるということは全く矛盾する話で、みんな一生懸命、そこをどうすれば小さくできるかという

ことは経営の課題にしているところです。

それについて、今度はどう加工するかということと言うと、それぞれの会社の経営の技術とマーチャンライジングのシステム問題で、これについては完成度の高いところと低いところがあるけれども、低いところは低いままでいいという認識は全く持っていない。むしろこれをもっと小さくできる方法があったら教えていただきたいという立場ですから、考え方においてそんなことを無視しているつもりは全くないんですということを申し上げております。

ですから、それを認識として、さっき言ったように、今太っている状態で細くなろうと一生懸命減量している最中なのだから、もっとやせたらどうだという指摘は、条文に書かれるのは否定しません、それは今後ともこうした方がいいから。ただ、繰り返し、繰り返し、このことの本質論を言ったところで解決にはいきませんよということは御理解いただかなければいけないのではないかと申し上げているだけの話です。

委員長 委員、どうぞ。

委員 規制的手法から大問題になってしまったので、ちょっと誤解を解くということと、整理したいということで一言発言したいと思います。

まず、委員のおっしゃった計画経済の件ですが、誤解されると困りますので、きちんとっておきますが、私は反対です。環境計画経済でも反対です。というのは、私の趣旨は、政府の役割というのは、これは委員がおっしゃっていた話ですが、仕分けする、これは非常に重要なことだと思います。まず最初に、政府は何をやるべきか、どの問題が政府のやるべきことか定義する。その問題に対してターゲットを与える。どうなればいいのか、ゴールを与える必要がある。これも政府の役割です。

環境計画経済は反対だというのは、マーケットメカニズムの方が効率がいい、これは大体証明されていると思うのです。企業の行動としては、要は株主利益を追求していると思うのですが、そういうふうに私は理解しておりますが、基本的にはそれでいいと思うのです。ただし、それで解決しない問題を我々は扱っている。みんなが株主利益を追求すると、炭酸ガスがたくさん出て、多分21世紀はだめです。ですから、何とかしなければいけないのですが、マーケットメカニズムをそのままやると株主利益を追求するしかないです。それでおかしいとは言えないです。株主代表訴訟を起こされてしまいますから、枠組みがそうなっているのです。

ですから、それではうまくいかない問題を政府が抽出して、仕方がないですから、一人一人はやりたくないことを全体としてはやらなければいけないのですから、ルールを設定して、どこまでやればいいのか、どの問題はあなたたちが一生懸命やるとむしろ悪くなるから、これは政府がやりますよというふうに定義する。どこまでやれば問題がなくなったと考えていいか。このターゲットもいろいろな意見がありますから、これは政府がやるしかないです。

もう一つ、今日私が申し上げたのは、それを実行するためのバックアップとしてコマンド・アンド・コントロールの枠組みをつくる。実行するのではないです。

それから、マスキー法の件ですが、アメリカでもこのマスキー法は実行されていないのです。一言で、皮肉な言い方なのですが、実行されない法律が一番有効なのではないかと最近思っているのです。作ってあるけれども、使わない。それが一番いい。マスキー法の場合のおもしろい点は、あれは規制値そのものをマーケットにゆだねたという点が私はおもしろいと思うのです。つまり環境庁は技術的な情報が余りありませんから、どこまでできるのかわからないわけです。そのときに、このぐらいの基準でできる人、私はできずと手を挙げる人がいれば、技術的に不可能ですという反論は成立しませんから、とりあえず0.02でどうですか、どなたかできる人がいれば、それでは枠組みとして私たちは法律をつくってあげましょう、あなたたちはできるでしょうと。ほかの人ができなければ、あなたは有利になるでしょうというふうに言ったわけです。

これはマーケットにゆだねたわけです。0.02に誰も手を挙げなければ、0.03とか0.04でやるしかなかったわけですから、マーケットメカニズムを使って枠組みを作った、そこがおもしろい点だと思います。あれは単純なコマンド・アンド・コントロールではないのです。マスキー法はそうかもしれませんが。技術的な可能などは知ったこっやない、ともかくクリーンエアが欲しいから幾つだと、アメリカはそれができるわけです、実際にやるのです。ですから、非常にインパクトがあったわけですが、実行されていないです。

日本の場合やったのは、規制値そのものをマーケットにゆだねたのです。結果としてそうなったのです。そこが新しくおもしろい点だと思います。ですから、枠組みをつくるということと実行するということをこれからは分けて考えた方がいいのではないかと思うのです。昔は枠組みを作ったんだから、せつかく法律があるのだから、当然実行するんだというのは官庁として当たり前だと思うのです。枠組みは一生懸命作ってください、法律は作ってください、でも、実行しないでくださいという話ですから、非常に申しわけないことをお願いしているのですが、どうも見ているとそういうのが一番効率がいいような気がするのです。

以上です。

委員長 ほかに、委員、どうぞ。

委員 先ほどからいろいろ問題になっていることの感想なのですが、適正生産・適正消費の話です。今、人間の必要カロリーは変わっておりません。しかも、肉体労働がだんだん少なくなっているわけですから、ますます減っていて、少子化・高齢化になると、全体量というのはだんだん少なくなっていると思うのです。しかし、生産量は増えている。では、その分は、私はどうしても捨てているのではないかというふう考えるわけです。

例えば学校給食などはどのくらい捨てているのかという定点観察がきちんとできています。ただ、前から私も知りたいと思っているのは、外食産業といっても、十把一からげで言ってもしょうがないと思うのです。ホテル、旅館、小さい飲食店ということで、もう少し実態がわからないと対策というのはなかなか難しいのではないかとことも考えます。それから、先ほど委員が産業廃棄物なんだから、それは出したくないのは決まりと言われましたけれども、大きいところは産業廃棄物で出すのであって、そこら辺の飲食店は、東京都の場合は事業所からは有料になりましたけれども、まだまだ無料のところが多いわけです。飲食店にしても、八百屋さんにしても、私は川崎市に住んでいるのですが、有料ではありません。八百さんが段ボールを5つも6つも出しているわけです。これはみんな無料なのです、市の税金でやっているのです。だから、必ずしも全産業にそういう形が働いているというふうにはなかなか思えないので、少しきめ細かな実態調査をしてみて、例えばホテルを5つ、旅館を5つというふうにやってみて、それを平均的に考えればこういうことではないかということで、私は統計の手法は知りませんが、そういうこともやってみる必要があるのではないかと考えております。

委員 そのための運用論としての税を、不公平なく全部かぶせようと、ある種の公平性で、ということが解決の措置になるということは一つあるかもしれないので、それについては否定しておりません。仮に産業廃棄物の対象になっていないところであっても、それは原材料ロスには違いないわけです。

もう一方では、例えば外食のフードサービス協会で行っておりますのは、ごみ処理の問題として、カテゴリー別にそのことを詳細に把握しないと、どこをどう攻めていったらいいかわからないということで、それらは業態別の統計の整理もついております。そのための分別の新しいやり方も、規制にとらわれず、どれについては焼却、どれについてはリサイクル、何についてはコンポスト化というようなことの構想のための作業は進んでおります。

一方、排出抑制という面で申し上げますと、それも分野別に、これは消費者ニーズに沿って、私どもは業態別にやっておりますけれども、惣菜とか何とかの売り方、今注目を浴びておりますHMRという分野などでは、品目別に、それこそ2～3gでも10gでも、品目別に必要なだけ計り売りで、10g100円だったら、1g10円、20gだったら20円ということで、グラムと金額が表示できて、そういう買い方ができるという業態の開発も進んでおります。

それが、当社などで言うと、単品別の、その日の残飯量と客数と原材料とのバランスで、残飯が多過ぎるのはお客さんの不満度というバロメータとして全部整理できるようになっております。情報処理のシステムとして。そこをどう小さくしようかということについては、どこも大なり小なり動きをしております。

ただ、もう一方では、例えば2万円の料理を食べに行こうという場合には、たくさんの

ものを、コースであれ何であれ、そういうものでお客様の嗜好があるところについては、そういう嗜好とシチュエーションを求めてお客さんは金を払うわけだから、その中で余りが一片も出ないという提供の仕方は事実上無理だと思うのです。それはそういう嗜好をするお客さんが一人も存在しないという場合には自然淘汰されていくということですから、それをおしなべて、もっとおいしいものを出せということと、もっと少なくつくれという要請と指摘で問題解決するとは全然思いませんということを繰り返し申し上げているわけです。

委員長 総論の方向づけをするために幾つか重要な論点が出ていると思うのです。一つは、委員からも出された枠組みをつくるという問題と、それを実行するかしないかという問題、それから、委員の先ほどの発言で、利益に反してもやるべきことはやらなければいけないという問題もあるというところをどう詰めていくかということも総論の中で重要だと思うのです。

ぜひ、委員に御意見をいただけるとありがたいと思うのです。

委員 今回の中で、13ページの食品産業環境対策推進のための手法という形で、「現在の環境問題の深刻化は環境負荷による社会的コストを市場メカニズムに織り込むことなく外部化してきたことが大きな原因」とさらっと書いてありますが、まさにここが一番大きな争点で、しかも、外部不経済の内部化を中心として推進と、ここは日本経済そのもののあれもごさいますので、余りにもさらっときれいに書き過ぎていると思うのです。外部不経済の内部化のところ、現実、いろいろ御意見があったようなことを踏まえた経過と、また、こういうふうにやっていく上での課題とか、そういったものをもう少し織り込まれた方がよろしいのではないかと、そのところを一番強く感じているところのごさいます。

それから、先ほどごみ問題についていろいろありましたけれども、特に小規模事業者のごみ処理のあり方、こういったものはそれぞれの自治体によって判断されている。特に容器包装リサイクル法などでいいますと、まさにこれが一番課題になっておりまして、家庭から出てくる容器包装だけなのか、あるいは小さな一杯飲み屋のところから出てくる容器包装は対象にならないのかということも、言ってみればこのあたりの区分によってどうなるかということも触れてまいります。そうなりますと、各自治体独自の方針で対応していくというのが現実かなと思いますけれども、いずれにしても、外部不経済の内部化という問題は、税の問題ともかかわって重要なことだと思いますので、もう少しここは掘り下げて論議をした方がよろしいのではないかと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 一番初めのビジョン作成の意義といいますが、背景といいますが、そこら辺のことだと思うのですが、今回、食品産業にかかわるビジョンということですが、食品産業、つまり企業、業者があるのですが、これはお客様あつての産業な訳です。そうすると、お

お客様に対して物を申すというのは、非常に言いづらいといいますが、いろいろな配慮をしてしまうわけですが、その辺で一つ精神論があってもいいのではないかと感じています。

今、無駄とかというのはコストにはね返る、食品産業の立場でそうなのですが、無駄が出てくる根源みたいなものに、もったいないとか、物を無駄にすることについてはばかりとか、これだけ資源のない、食料の自給率という議論は独立してされるのですが、それとこれとは別に走っているという感じもあります。これは食品を食べていただく、この方と一緒に、きれいに言えば一緒に、お客様があって成り立っている産業ですから、精神論が初めに一つほしいなというふうに思います。

本音と建前というんですが、例えば過剰包装の問題にしましても、できればやりたくない、しかし、見ばえの問題とか、あるいは計り売りだとか、包装を簡易化したときに成功したところがないのです。そういうことも含めて精神論が一つ必要なのではないかと思います。

それから、例えば賞味期限の問題にしましても、賞味期限というのは安全率を見ておりますから、期限が過ぎててもかなり大丈夫なのですが、それは言えない世界だし、実際にはそういうふうに動いていない世界、このことからくる無駄とか、冷蔵庫の中の廃棄だとか、自分の家庭を見ているとわかりますが、不景気になると廃棄物は減るんだそうです。それは一人一人が気をつける、そこに気をつけると数字にあらわれるぐらい違ってくるといこともどうもありそうですし、要するに、お互いかんがみて他を言っているようなところがありますが、食品産業がまず自分でやらなければいけないことはやる、これは当然の話として、食品産業でやるのは、先ほどから言われているように、やはり手法とすると、競争原理が働く、つまりそれに沿って動くことが有利に働く、これが枠組みであり、目標であり、できれば伝家の宝刀ということで抜かないのが一番武器だとおっしゃってありましたけれども、そういうことも必要でしょう。しかし、そういうふうに努力することが利益に繋がるという仕組みづくりは必要だと思いますけれども、企業のやること、その前提になっているみんなで考え、みんなで実践していく、両方必要だと思います。

委員長 どうもありがとうございました。

委員、どうぞ。

委員 今日の本音のとてもいい議論がされてよかったなと思っています。私から企業の方々に提案というか、こういうことができないかなという私の考えなのですが、現場で一番お仕事をなさっている皆さんが、今、環境に対してどういうふうにしたら自分のところの企業は、これから21世紀に向けて生きていけるのか、残っていけるのかと、現場で苦労していると思うのです。そのときに、先ほどからありました企業にとって有利に働く規制というのは一体どういうことなのかということ、皆さんから次回までに提案してもらったらいと思うのです。例えばこういう規制があった方が企業としてやりやすい、この規制は取ってしまった方がやりやすいというのは現場が一番知っていることですから、そ

うしてくるともっと議論が具体的になっていくし、私たちがわからないし、霞が関の方もわからないんだけど、ヒントはたくさんあるのではないかという気がします。

次に、私の夢なのですが、地方に招かれて出ていきますと、農家の方たちに元気がないです。その点で、私はこの食品産業環境ビジョンというのが、日本の農家の方たちに対しても、何か夢を与えるような一節でもあればいいなという気がしています。そのためには、現場の方たちが、今日本の食品を買えないのはなぜかということも含めて、委員がおっしゃったような、ヨーロッパのような枠組み規制というのができていくと私はすごいすばらしい成果だと思うのです。そのためにはお互いにいいものをつくり上げていこうという熱意でやっていく。やりましょう。

委員 私も一つだけつけ加えたいのは、やはり今正直者がばかを見るという状態に全体がなっていると思うのです。食品業界だけではなくて日本の社会全体がそうなっているので、正直者がきちんと報われるという形で、委員がおっしゃった企業にとって有利に働く規制をつくったら、本当に利益も上がるし、すばらしいビジョンができると思います。

委員長 ほかに、委員、どうぞ。

委員 今、正直者がばかを見るというお言葉がありましたが、消費者の方も賢く振る舞えば得をするというふうにやっていかないと、消費者の消費行動はすべてに影響するわけですから、例えばデポジット制にして、びんを持っていったらお金を返してもらおうという、消費者も得するようにみんなで考えていかないといけないのではないかというふうに思います。

委員長 委員、何かございますか。

委員 特にございません。

委員長 委員、いかがでしょうか。

委員 特にございません。

委員長 委員。

委員 大量消費・大量販売ということはあるのですが、食品自身が限られている商品の中であるわけです。その中で、例えば便利性であるとか、簡便性だとか、過剰包装だとか、そういうことによって無駄が出てくるということがあられるわけです。実は伝統食品というのは、全般的には減退ぎみになっているわけです。大豆食品は、御承知のとおり、全体的には大豆の消費量は95万トンぐらいあるわけですが、斜陽の部類になっているわけです。ある一面では、輸入の農産物、食品を日本に入れてきて、それを消費者が消費する。その中には若干廃棄されるものも出てくる。これは終戦後の食料難の時代ではないわけですから、それをもとに戻すというのは到底できないことだと思うのです。

そこでどういうことを考えるかということ、国が枠組みをつくって、税金をかけて、事業者に対してそういうものを課すというのはちょっと行き過ぎではないかという気がするの

です。枠組みというのは、あくまでも枠組みであって、強制させるということは非常に困るわけで、このビジョンの資料の中にもありますとおり、中小企業が多い食品業界ですので、この資料の中に4人からと書いてあるところもあるのです。我々の業界なんて4人以下がほとんどで、4人以上で議論されると困ってしまうわけです。そういう場面もあるということを御理解いただいて、先ほど委員さんが言われたように、環境問題にタッチできないというか、処理できない、考えられないような業界というのは非常に多いわけですから、そこら辺も全体的にお考えいただけたらと思います。

私、個人的にはビジョンに対する意見書を出しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 委員、何かありましたら、お願いします。

委員 特に有りません。

委員長 今日は大分白熱した意見が出まして、いずれも方向づけの中で生かせる意見が多かったと思いますので、事務局の方でぜひ取り入れられる部分は取り入れていただきたいと思います。

事務局の方から今まで出された意見について何かコメントすることがありましたら、お願いいたします。

事務局 いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。いただいた御意見を踏まえまして、次回、各論の整理の方向についての御意見もいただきまして、また、改めて整理して、文章化したいと思いますので、また御議論をいただきたいと思います。

委員長 このあとのスケジュールとの関係で、今日の意見がどういうふうに生かされるかということもありますので、もう一つの資料についての説明をお願いしたいと思います。

事務局 参考資料につきましては、先般、環境対策ビジョン全体のイメージに該当するという趣旨で、検討項目としてはこういうものが挙げられるのではないかとということで整理し、それぞれのところについて御意見をいただいたということでございますので、そういう面で見いただければと思います。

そこで、話が先になる部分がありますが、次回の予定につきましてお話をさせていただきます。

まずその前に、今日の総論部分、我々の整理が雑駁だった部分もあろうかと思いますが、いずれにしても、基本的な点について大変熱心に御議論いただきまして、それぞれ難しいのですが、大変勉強になりました。ただ、これを整理するのはなかなか大変ではないかと思っておりますが、そのあたりは今後皆様方に御議論をいただきながらというふうに思っております。

次回についてですが、とりあえず各委員の御都合を伺いましたところ、3月につきましては25日が一番御出席率がいいということでございますので、このあたりを第一候補と

いたしまして、改めて委員長と相談しながら日程を決定していきたいと思っております。

今回のテーマですが、先程の参考にもありますように、引き続いてビジョンの各論部分に当たるところ、参考資料では の一番最後、このあたりが中心になろうかと思っております。

実は、前回の際に、各論部分につきましては、今まで個別に議論をしていただきましたことを踏まえて全体をビジョンにまとめていくというお話をしたところございまして、その内容につきましては前回の食品産業における環境問題の現状と課題という形で、とりあえずこれまでのものを整理し、それを御紹介したところでございます。私どもといたしましては、今日の総論的な部分、それから各論的な部分につきましては、現状と課題を踏まえて体系的な方向性を持って整理していくということがとりあえず考えられるのではないかとと思っております。

つきましては、これはお願いということになりますが、全体としての項目は参考資料のようになろうかと思っておりますけれども、この項目、あるいはつけ加える部分もあるかと思っておりますが、そういった内容につきまして、本日の総論的な整理の方向づけと、前回お示しました現状と課題といったものを参考にさせていただきながら、後日改めて御意見を送付していただければ、そういうものを踏まえて次回の資料を整理したいと思っております。

それにつきましては、別途事務的に御連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、本日の総論の部分につきましても、今日言い足らなかったとか、いろいろ考えたらこういう方向がいいのではないかとということがありましたら、併せていただければと思っております。

なお、今回は、こういった各論のほかに、容器包装リサイクル法の平成12年度からの完全施行に向けての検討状況、それから、先ほどの資料にもありました、食品産業の環境自主行動計画の策定状況につきましても予定しているところであります。

私の方からは以上でございます。

委員長 それでは、長時間にわたりまして熱心な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日はこれで終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。